

第5章 事業別環境配慮指針

- 1. 事業別環境配慮指針
 - 1 - 1. 共通事項
 - 1 - 2. 個別事項



ひまわり園

1. 事業別環境配慮指針

道路や河川改修、公共下水道などの生活基盤整備事業は、私たちの生活において、利便性の向上、安全性の確保、快適な生活環境の創出など、事業の実施により大きな効果をもたらします。これらの事業は、造成工事による土地の改変や施設の設置（工事段階）、設置後の施設の運営（供用段階）によって、自然環境や生活環境などにさまざまな影響を及ぼすおそれがあります。

良好な環境を保全し、形成していくためには、地域の環境特性や事業の特性に応じて、環境に配慮しつつ事業を進めていくことが重要となります。

したがって、この事業別環境配慮指針では、法令で環境影響評価の対象外となる小さな規模の事業についても、事業者、行政が事業実施にあたりあらかじめ環境に配慮すべき事項として定めたものです。

なお、対象となる事業種は、公共事業を基本として設定していますが、事業者に対しても配慮すべき事項として定めています。全ての事業を網羅したものではないため、該当する事業がない場合は、事業特性に応じて適宜類似する事業に当てはめ、活用を図ることができます。

【対象となる事業種】

道路
河川・水路
廃棄物処理施設
公園
用地造成（土地区画整理・住宅団地・流通業務団地・工業団地）
工場又は事業場
スポーツ・レクリエーション施設
下水道等

1 - 1 . 共通事項

計画段階

大規模な自然改変を伴う開発は極力避け、自然を残すことにより生態系保全や緑化施工など、自然環境の保全に配慮した計画となるよう努めること。

河川や池、地下水の水質保全に配慮した計画となるよう努めること。

構造物の色彩や形状については、周辺景観との調和に配慮した計画となるよう努めること。

文化財などの保存に配慮した計画となるよう努めること。

環境負荷の少ない工法や材料を採用するよう努めること。

事業の実施に当たっては、事前に地元の地域住民に計画内容を説明し、意見の反映に努めること。

地球温暖化防止のため、省エネルギー設備や新エネルギー設備の導入について検討するよう努めること。

ユニバーサルデザイン（すべての人にとって使いやすい設計）に努めること。

率先してリサイクル製品や地産製品の使用に努めること。

苦情などについては、迅速に対応できる体制を確立しておくこと。

工事段階

工事中における工事車両の走行や建設機械の稼動に伴う大気汚染、騒音及び振動の発生に係る低減に努めること。

濁水の発生を可能な限り防止し、公共用水域への負荷低減に努めること。

地下水など、水源涵養に関する水資源の保全に努めること。

遺跡などの埋蔵物を確認した場合は、直ちに工事を中断し、関係機関との調整を図ること。

工事に伴って発生する廃棄物や残土の排出を抑制するとともに、発生した廃棄物や残土については適正な処理を行うこと。

工事に伴ってやむを得ず街路樹や植樹などの枝を切断した場合は、切口に防腐剤を塗るなど、樹木の保全に努めること。

悪臭の発生の防止に努めること。

電波障害や日照障害の発生防止に努めること。

供用段階

関連法令に基づき、施設の適切な維持管理に努めること。

大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭など、施設の運用に伴って考えられる事項については、周辺環境に与える負荷の低減に努めること。

周辺環境への影響が懸念される事態が生じた場合は、早急に対策を講じること。

1 - 2 . 個別事項

道 路

道路整備を行う際は、植樹帯及び街路樹の設置などの環境保全措置について検討するよう努めること。

自動車走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響が懸念される場合は、周辺環境の保全及び安全に必要な措置を図るよう努めること。

道路照明などの光による生活環境や動植物への影響（光害）について、未然防止に努めること。

建設廃材の再生材としての利用推進に努めること。

歩道を含む道路構造の改修や交差点の改良などによる円滑かつ安全な交通体系整備に努めること。

河川・水路

自然とのふれあいや治水上の安全性、生態系保全、景観などを考慮した多自然型河川の整備に努めること。

堰などを設置する場合は、魚の遡上を考慮した魚道の設置検討を図ること。

野生生物に関する生育・生息環境の保全や再生を考慮し、可能な限りコンクリートによる三面張を避けるよう努めること。

瀬や淵などの変化に富んだ水生生物にやさしい河川構造や河川形態の整備に努めること。

廃棄物処理施設

施設内の清掃美化や緑化に努め、イメージアップを図ること。

廃棄物の減量やリサイクルの推進を目的とした施設利用者への啓発活動に努めること。

供用時の排出ガスや処理水の排出などに伴う環境汚染を未然に防止するため、環境保全設備の導入や維持管理計画などの必要な措置を事前に検討しておくこと。

周辺環境への影響を防止するため、施設の配置や緑化について検討するよう努めること。

再資源化施設（リサイクルセンターなど）や堆肥化施設の整備に努めること。

資源ごみの収集や資源化システムの整備を積極的に推進すること。

太陽エネルギーや廃熱などの有効利用について検討するよう努めること。

公 園

動植物の保全に配慮した公園づくりに努めること。

公園内で発生するごみ対策（ごみ持ち帰りの看板設置やごみ箱の撤去など）について検討を図ること。

市民による公園の維持管理活動の啓発に努めること。

地元住民の意見を取り入れた特色ある公園づくりに努めること。

再生資材やリサイクル部品を公園資材として活用するよう努めること。

用地造成（土地区画整理・住宅団地・流通業務団地・工業団地）

親水性、公園、緑地、雨水浸透などの必要性について検討するよう努めること。

埋め立て土による地下水汚染の防止に努めること。

下水道が未整備の地域では、合併処理浄化槽設置による汚水処理を検討し、生活排水による公共用水域への影響抑制に努めること。

断熱材や太陽エネルギーなどの利用による省エネルギーの推進に努めること。

光害の防止や安全確保のための適切な照明利用に努めること。

工場又は事業所

煙突排出ガスや騒音の発生など、周辺環境への影響に配慮した施設の配置や緑化に努めること。

周辺民家側の敷地境界における騒音や悪臭などの環境監視調査を実施するなど、周辺地域に与える影響の状況把握に努めること。

機械の稼動に伴う大気汚染、騒音及び振動などの発生の低減に努めること。

エネルギーの有効利用について検討するよう努めること。

スポーツ・レクリエーション施設

水辺、公園、緑地などの必要性について検討するよう努めること。

照明などの光による生活環境や動植物への影響回避に努めること。

農薬や化学肥料による環境汚染の防止に努めること。

下水道等

公共下水道整備の促進に努めること。また、公共下水道処理区域外では、合併処理浄化槽の導入促進に努めること。

騒音や悪臭の発生など、周辺環境への影響に配慮した施設の配置や緑化について検討するよう努めること。

厨房、浴室、トイレなどでの節水活動の普及啓発に努めること。

悪臭の発生の防止に努めること。

環境影響評価制度

第5章の「1. 事業別環境配慮指針」に掲げた制度とよく似た制度として、国や県が定めている「環境影響評価制度」があります。

環境影響評価（環境アセスメント）とは、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめ環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、適正な環境配慮を行うことをいいます。わが国におきましては、国の環境影響評価法や各県の環境影響評価条例等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所等を対象にして、地域住民や専門家、環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されています。

国の環境影響評価法及び福岡県環境影響評価条例に基づく対象事業

対象事業		環境影響評価法		福岡県環境影響評価条例
		第1種事業	第2種事業	
道路	高速道路	すべて	-	-
	一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km以上	4車線以上・5.0km以上
	林道	幅6.5m以上・20km以上	幅6.5m以上・15km以上	2車線以上・10km以上
河川工事	ダム	灌水面積100ha以上	灌水面積75ha以上	貯水面積50ha以上
	堰	灌水面積100ha以上	灌水面積75ha以上	灌水面積50ha以上
	放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上	土地改変面積50ha以上
鉄道	新幹線鉄道	すべて	-	-
	普通鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上
	軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上
工場・事業場		-	-	排出水量5千m ³ /日以上又は排出ガス量15万m ³ /時以上
下水道終末処施設		-	-	計画処理人口15万人以上
飛行場		滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上	滑走路長1,250m以上
発電所	水力発電所	出力3万kw以上	出力2.25万kw以上	出力1万5千kw以上
	火力発電所	出力15万kw以上	出力11.25万kw以上	出力7万5千kw以上
	地熱発電所	出力1万kw以上	出力0.75万kw以上	-
	原子力発電所	すべて	-	-
廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積25ha以上	埋立面積15ha以上
	ごみ・産廃焼却施設	-	-	-
	し尿処理場	-	-	-
埋立及び干拓		面積50ha超	面積40ha以上	面積25ha以上
土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75ha以上	面積50ha以上
新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75ha以上	
新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75ha以上	
流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha以上	
宅地その他の用地造成の事業	工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上	
	宅地造成事業・都市基盤整備公団等	面積100ha以上	面積75ha以上	
スポーツ・レクリエーション施設		-	-	
ゴルフ場		-	-	面積30ha以上
土石の採取場		-	-	面積50ha以上
鉱物の採掘場		-	-	面積50ha以上
墓園の造成		-	-	面積50ha以上
港湾計画		-	-	面積150ha以上

第1種事業：環境影響評価の手続きを必ず行う事業

第2種事業：環境影響評価の手続きを行うかどうかについて個別に判断する事業